平成２３年（フ）第１０５号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴泊字東田70番地２
債務者　三浦とみゑ
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字浜野29番地15
債務者　田中　　豊
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字浜野29番地15
債務者　田中　麻美
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
青森県五所川原市烏森16―19、住民票上の住所青森県北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水349番地１
債務者　松川　弘幸
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
青森県北津軽郡板柳町大字常海橋字平塚136番地１
債務者　笹村　俊子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
青森県五所川原市大字飯詰字影日沢156番地３
債務者　木村　一美
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第９４３号
神戸市長田区西尻池町４丁目２番８―403号
債務者　小方　典江
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１６号
神戸市北区西山１丁目27番地の10
債務者　福田　丁也
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１７号
神戸市北区西山１丁目27番地の10
債務者　福田　和子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４０号
神戸市長田区東尻池町２丁目10番21号　サンハイツヤナガワ３Ｃ
債務者　岩本　真弓
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０８９号
神戸市須磨区戎町３丁目２番９―403号
債務者　川出　昭平
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０６号
神戸市中央区中島通４丁目１番18号　伊藤マンション302号、従前の住所神戸市中央区中島通４丁目１番20号
債務者　上野東美子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７７号
神戸市北区南五葉１丁目２番30―303号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台西町４丁目10番25号
債務者　向井由紀代
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２０２号
神戸市北区有野町有野3091番地の14
債務者　宮本　真弓
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６２号
鹿児島県鹿屋市西原４丁目１番県５―101号
債務者　原　　嘉夫
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第４１９号
沖縄県浦添市仲西２丁目６番７号
債務者　名嘉　　敏
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４１３号
沖縄県中頭郡西原町字棚原240番地の１マンション伊波403号
債務者　金城　智海
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部